

第 3 7 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 6 号 )

---

招 集 年 月 日 平 成 2 2 年 9 月 2 4 日 ( 金 曜 日 )

---

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

---

開 議 9 月 2 4 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 6 日 )

---

議 事 日 程

- |       |         |                                     |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 47号議案 | 宍粟市消防手数料の一部を改正する条例について              |
| 日程第 2 | 第 48号議案 | 平成21年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について          |
|       | 第 49号議案 | 平成21年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  |
|       | 第 50号議案 | 平成21年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
|       | 第 51号議案 | 平成21年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について     |
|       | 第 52号議案 | 平成21年度宍粟市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
|       | 第 53号議案 | 平成21年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
|       | 第 54号議案 | 平成21年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
|       | 第 55号議案 | 平成21年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
|       | 第 56号議案 | 平成21年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |
|       | 第 57号議案 | 平成21年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  |
|       | 第 58号議案 | 平成21年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について      |

第 59号議案 平成21年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 60号議案 平成21年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 所管事務等調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 第 47号議案 宍粟市消防手数料の一部を改正する条例について

日程第 2 第 48号議案 平成21年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 49号議案 平成21年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 50号議案 平成21年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

第 51号議案 平成21年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

第 52号議案 平成21年度宍粟市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 53号議案 平成21年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 54号議案 平成21年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 55号議案 平成21年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 56号議案 平成21年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 57号議案 平成21年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 58号議案 平成21年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 59号議案 平成21年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 60号議案 平成21年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について

日程第 3 所管事務等調査について

応 招 議 員 ( 2 0 名 )

出 席 議 員 ( 2 0 名 )

1 番 岸 本 義 明 議員	2 番 寄 川 靖 宏 議員
3 番 高 山 政 信 議員	4 番 秋 田 裕 三 議員
5 番 西 本 諭 議員	6 番 岡 崎 久 和 議員
7 番 東 豊 俊 議員	8 番 福 嶋 齊 議員
9 番 大 倉 澄 子 議員	1 0 番 實 友 勉 議員
1 1 番 大 上 正 司 議員	1 2 番 木 藤 幹 雄 議員
1 3 番 山 下 由 美 議員	1 4 番 岡 前 治 生 議員
1 5 番 山 根 昇 議員	1 6 番 藤 原 正 憲 議員
1 7 番 伊 藤 一 郎 議員	1 8 番 岩 蔭 昭 美 議員
1 9 番 小 林 健 志 議員	2 0 番 岡 田 初 雄 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 畑 中 正 之 君	書 記 榎 谷 米 男 君
書 記 長 尾 紀 子 君	書 記 原 田 渉 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 田 路 勝 君	副 市 長 岩 崎 良 樹 君
教 育 長 小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者 釜 田 道 夫 君
一宮市民局長 西 山 大 作 君	波賀市民局長 山 本 久 男 君
千種市民局長 山 本 繁 君	企 画 部 長 伊 藤 次 郎 君
総 務 部 長 清 水 弘 和 君	市 民 生 活 部 長 大 谷 司 郎 君
健康福祉部長 秋 武 賢 是 君	産 業 部 長 平 野 安 雄 君
農業委員会事務局長 上 田 学 君	土 木 部 長 神 名 博 信 君
水 道 部 長 米 山 芳 博 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長 福 元 晶 三 君

総合病院事務部長 広 本 栄 三 君

消防本部消防長 野 崎 信 君

(午前9時30分 開会)

○議長（岡田初雄君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、市長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告が提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、本日、市長から、議案13件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

#### 日程第1 第24号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第1、第47号議案、宍粟市消防手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

第47号議案は、9月21日の本会議で民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、3番、高山政信議員。

○民生生活常任委員長（高山政信君） 皆さん、おはようございます。

それでは、日程第1、第47号議案、審査報告をいたします。

平成22年9月21日に審査付託のありました第47号議案、宍粟市消防手数料条例の一部を改正する条例について、平成22年9月21日に第8回民生生活常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第47号議案、宍粟市消防手数料条例の一部を改正する条例については、特定屋外タンク貯蔵所などの設置許可などに係る審査業務の効率が図られたことから、実際に支払う額に変動が生じているため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令を一部改正されたことに伴うものであります。

ちなみに宍粟市においては、198キロリットルの屋外タンク一基、150キロリットルタンク2基、大小合わせて25基設置をされておりますが、今のところ提案のありました条例に該当する事例はないとの説明などを受け、適切と判断し、全会

一致で可決すべきものと決しましたので、報告をいたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第４７号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第４７号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２ 第４８号議案～第６０号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第２、第４８号議案、平成２１年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから第６０号議案、平成２１年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの１３議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おはようございます。引き続き御苦労さまでございます。

それでは、第４８号議案から第６０号議案までの平成２１年度宍粟市歳入歳出決算の認定１３議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成２１年度予算につきましては、新市発足後５年目を迎え、市の将来像である

「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」の実現に向けた新たなスタートの年として、重点施策や緊急課題の取り組みとともに、地域づくりや環境対策など新たな取り組みを積極的に進めるための予算を編成し、施策を進めてまいりました。

また、国においては、低迷する景気対策として「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」、「地域活性化・公共投資臨時交付金」、さらに、政権交代後の「きめ細やかな臨時交付金」が予算化されたことに伴い、市もこれら交付金事業を活用し、地域の中小企業への受注機会の増大を基本として関連施策に取り組みました。

さらに、21年8月の未曾有の豪雨災害による甚大な被害に対し、災害救助や支援に取り組むとともに、早期に復旧、復興を図るべく予備費や補正予算措置を講じ対応するとともに、被害状況により国の激甚災害指定を受け、早期完成を目指して可能な限り現年度での国庫補助採択を受けて、事業着手に取り組んでまいりましたが、工期、事業量等の関係から、臨時交付金事業、災害復旧復興事業ともに、その多くが翌年度への繰越事業となっております。

一方で、行政改革大綱の理念のもと、平成19年度に策定された財政健全化計画、公営企業経営健全化計画、公債費負担適性化計画及び国の財政健全化法を踏まえて、職員数の削減や経費節減、事務効率化による経常経費のより一層の削減のほか、将来負担の軽減のため、高利子の起債について保証金免除の借換償還を積極的に実施をいたしました。

また、新庁舎建設に伴い組織機構の見直しを行い、行政の効率化、スリム化に向けて取り組むとともに、これからの地方行政のあり方として、地域住民とともに作り育てていくことが最も重要であるとの観点から、市民が中心となった行政運営に取り組んでまいりました。

結果、一般会計におきましては、歳入決算額261億1,901万9,349円に対しまして、歳出決算額252億60万1,641円で、歳入歳出差引額は、9億1,841万7,708円となり、翌年度へ繰り越すべき財源3億7,747万3,000円を除いた実質収支で5億4,094万4,708円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものといたしましては、市税の現年課税分のうち個人・法人市民税が景気の低迷により、前年度と比較して6.7%の減となり、また固定資産税につきましても、家屋評価替等による課税評価額の減少により2.4%の減となりました。なお、滞納繰越分を含めた市税収入の総額は前年度と比較して、2億1,453万5,000円、4.3%の減となり、収納率については、前年度より1%悪化し、89.8%となっております。

地方交付税につきましては、基準財政需要額において、地域雇用創出推進費の創設等により増となる一方で、基準財政収入額は、法人税や固定資産税の減少により2億1,379万8,000円の減となったことから、結果として、普通交付税の交付額は83億8,255万1,000円で、前年度と比較して2億1,125万2,000円、2.6%の増となりました。

また、特別交付税につきましては、台風9号災害による特殊要因によって26.7%の増となったほか、臨時財政対策債については、税収納減などの影響で55.2%の大幅増となったことから、地方交付税と臨時財政対策債を合わせて、総額では、前年度との比較で7億7,234万5,000円、8.0%の増となりました。

県支出金におきましては、県産木材供給センターの用地整備に係る補助金の増額等により、大幅に増加しており、市債につきましては、火葬場建設事業や林業再生事業、災害復旧事業債など増加要因があるものの、庁舎建設事業に係る起債の減により、2億9,107万3,000円減少し、40億7,947万3,000円となっております。

続いて、歳出決算の状況としましては、繰越明許費を除いた実質の予算額263億7,786万8,000円に対しまして、支出済額は252億60万2,000円で、執行割合は95.5%となり、平成20年度と比較すると5.2%の増となっております。これは、新庁舎建設事業が減少した一方で、災害救助費・復旧費、火葬場整備事業、県産木材整備事業及び一宮北中学校整備事業などの実施が主な増加の要因であります。

主な施策としましては、安全・安心のまちづくりを推進するため、市の重点施策として取り組んだ地域情報通信基盤整備については、集合住宅など一部を除き市内全域に光ファイバー網が完成し、地上デジタル放送やインターネット環境の地域間の情報格差の解消のための基盤整備に一步近づいたと考えております。さらに、地域活性化や自立を促進するためのまちづくり支援事業、自治コミュニティ助成事業、三世代交流事業などを展開し、また、新庁舎建設により全庁的な組織機構の見直しを行い、さらなる行政のスリム化を図っております。

次に、少子高齢化が進む中で、特に重点施策としている少子化対策につきましては、妊婦健康診査助成事業の助成拡充や児童医療費助成事業、不妊治療費助成事業を引き続き実施し、千種町管内においては、新たな幼保連携保育事業に取り組んでおります。また、高齢者・障害者福祉では、特定高齢者把握事業や地域密着型介護サービスの充実、さらに障害児の一時預かり事業を試行的に実施し、在宅障害者の



地域的な救護対策として、地域活動支援センター基礎的機能強化事業を推進しております。

環境保全の分野では、市民・事業者・行政が一体となって環境施策に取り組む指針となる「宍粟市環境基本計画」の策定作業を進め、資源循環型社会の構築を目指した森のゼロエミッション事業、リサイクル資源集団回収奨励事業などのほか、生ごみ減量化促進事業の拡充やペレットボイラー・ペレットストーブの導入促進、さらに、商店の協力を得る中で、買い物袋の有料化やマイバック運動の推進など、市民と一体となって事業を推進をいたしております。

道路、住環境の分野では、広大な市域に欠かせないのが道路整備であるとの認識から、合併特例債等を活用して、市道整備事業を計画的に推進するとともに、国県に対する所管の道路整備の早期実施を積極的に要請をいたしております。また、市営住宅につきましては、住宅マスタープランに基づき、老朽化が著しい木谷・土井久団地の建て替え事業を進めております。

農林業振興の分野では、農地・水・環境保全向上対策や集落営農基盤整備などに継続的に取り組み、農地保全管理や利用集積化を図るとともに、耕作放棄田対策について現地調査による状況把握を行いました。また、林業振興の重点事業として取り組んでおります、県産木材供給センターの用地造成に着手し、センター稼働に向けて整備を進めております。

商工業では、失業者の雇用対策事業や商工会と連携し生活応援券事業を展開し、観光面では、50名山のルート整備やカヌーを柱として整備された音水湖周辺施設などの地域資源を活用した観光振興事業を推進をいたしております。

次に、教育面におきましては、宍粟市の義務教育長期構想「しそうの子ども生き生きプラン」に沿って、将来の宍粟を担う子どもたちが自ら学び、自ら考え、人間としての総合力を育成する教育を推進し、少子化が大きく関係する学校規模適正化につきましては、各地域の関係者と懇談を行い、課題解決に向けて協議を進めております。また、学校施設においては、一宮北中学校及び一宮南中学校改築設計など、安全・安心な学校づくり事業につきましても計画どおり進めることができました。さらに、社会教育面では、図書館において電算システムのネットワーク化を図ったほか、老朽化した文化体育館を解体し、文化会館駐車場として、そしてまた、新たにミニアリーナを整備して、新たな地域のスポーツの活動拠点といたしております。

続きまして、特別会計の決算の概要を説明をいたします。

最初に、国民健康保険事業特別会計におきましては、安定した医療給付を行うた

めの保険制度として、被保険者からの国民健康保険税や国県支出金などを主な財源として約16万6,000件の医療費給付、高額療養費、出産一時金及び葬祭費などの給付を行いました結果、歳入決算額で43億2,155万6,192円に対し、歳出決算額41億2,903万6,763円となっております。

次に、国民健康保険診療所特別会計におきましては、地域医療の核として、波賀診療所、千種診療所の運営に要する経費で、波賀診療所は年間5,300件、千種診療所では年間1万100件の診療等を行っております。また、波賀診療所におきましては、施設の老朽化に伴う施設整備事業に着手し、新しい診療所での業務を開始いたしております。結果、歳入決算額4億7,339万2,841円に対し、歳出決算額4億7,235万1,474円となっております。

次に、鷹巣診療所特別会計におきましては、千種市民局の鷹巣地区市民を対象に、2週間に一度の診療を県からの僻地診療所運営補助金の交付を受けて行っているものであります。特に、高齢者に配慮した身近な医療機関としての使命を果たしており、結果として、歳入決算額1,104万5,669円に対し、歳出決算額は1,096万7,214円となっております。

次に、老人保健事業会計におきましては、老人保健法に基づき、後期高齢者医療制度移行後の医療費の精算給付等を行った結果、歳入決算1,282万1,281円に対し、歳出決算は892万1,864円となっております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計におきましては、高齢者と若者世代の医療費負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者を対象として、各都道府県の広域連合が運営主体となり、平成20年4月からスタートいたしておりますが、21年度の結果は、歳入決算4億4,144万820円に対し、歳出決算は4億3,454万4,427円となっております。

次に、介護保険事業特別会計におきましては、介護を必要とする状態になっても、できるだけ自立した生活を送り続けられるよう社会全体で支える仕組みとして創設され、市内の平成21年度末介護認定者は2,158名となっており、地域密着型介護在宅サービスや施設サービス、また、要介護にならないための介護予防事業を実施し、それぞれの事業での給付を行った結果、歳入決算34億6,680万2,229円に対し、歳出決算34億4,675万652円となっております。

次に、簡易水道事業特別会計におきましては、波賀簡易水道拡張事業の推進をはじめ、市内16カ所の簡易水道施設整備等の適正管理に努めました。結果、歳入決算額は10億3,915万8,843円に対し、歳出決算は10億3,619万7,245

円で、歳入歳出差引額は296万1,598円となり、翌年度へ繰り越すべき財源32万4,000千円を除きまして、実質収支は263万7,598円となっております。

次に、下水道事業特別会計におきましては、本年度は、公共水域の水質保全を目的として、昨年から引き続き段地区から中広瀬地区の整備を行うとともに、市内10カ所の処理区域において施設の適正な維持管理に努めた結果、歳入決算20億7,562万3,246円に対し、歳出決算20億6,997万7,469円で、歳入歳出差引額は564万5,777円となり、翌年度へ繰り越すべき財源367万4,000円を除きますと、実質収支は197万1,777円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計では、農業集落排水施設につきましても、料金収入を財源とする施設でありますので、より経済的で安定した施設運営に努めました。結果、歳入決算8億3,602万4,276円に対しまして、歳出決算8億3,409万652円で、歳入歳出差引額は193万3,624円となり、翌年度へ繰り越すべき財源50万円を除きますと、実質収支は143万3,624円となっております。

次に、水道事業特別会計決算についてですが、統合整備計画に基づく事業が完了いたしました。普及率も99.5%と高い率を示しており、独立採算を基本とした健全化計画のもと、老朽施設の更新事業及び維持管理に重点を置いた事業運営を図っております。決算の概要につきましては、事務の効率化、施設運転管理委託などを継続し実施をした結果、収益的収支におきましては、当年度の純利益が、340万5,499円となっており、経営上は健全な運営であると認識をいたしております。

また、資本的収支につきましては、老朽配水管等更新整備計画に基づき、田井地区及び三津橋配水管の更新、上寺浄水場の脱水機更新、道路改良工事関連の給配水管移設工事等を実施し、支出決算額は、企業債償還金を含めて5億4,051万1,340円となっております。収支としては3億635円の不足となっております。この不足する額は、減債積立金、当年度消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補てんをいたしております。今後の運営につきましては、水道施設の万全の管理指導のもと、安全で良質な水道水の安定供給と企業としての安定経営の確立を目指した取り組みを展開していきたいと考えております。

次に、病院事業特別会計についてであります。全国的な医師不足をはじめ、多くの地域医療を取り巻く課題が山積する中、住民の健康維持・増進を図り、医療水準の向上、患者中心の医療体制を確保し、地域の方々が一層親しみやすい、開かれた「私たちの病院」を目指し、事業を展開をいたしております。

事業の概要につきましては、まず、病院の利用状況は、入院患者数4万9,969

人、外来患者数10万1,823人を受け入れております。特に、外科医師が充実したことなどにより、外来患者数が増加傾向にあります。また、医療費用の抑制など経費節減を進めているものの、昨年度からの診療報酬の引き下げなどが影響し、収益的収支では、当該年度純損失が3億3,223万9,047円となりました。また、資本的収支におきましては、計画的な医療機器整備などに要する建設改良費及び企業債償還金を支出いたしました。1億3,462万5,926円の不足額を生じており、これら不足額は、損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

今後は、ますます深刻化する医師不足をはじめとする諸問題に取り組みながら、地域の中核病院として、市民の皆様にご安全で安心していただける良質の医療を提供するため医師確保に努めるとともに、20年度に策定をいたしました「公立宍粟総合病院改革プラン」を確実に実行に移し、経営健全化をより確かなものにするため病院運営に取り組んでいく所存であります。

最後に、農業共済事業特別会計の認定であります。昨年は、台風9号による未曾有の大災害が発生し、農業共済加入者においても甚大な被害となりましたが、災害復旧・復興過程における農災の損失補てん事業を推進することにより、共済事業の最大の目的を一定達成できたと考えております。さらに、共済利用者基礎組織への定着を一層深め、農共事業の浸透のため基盤強化に取り組み、共済引受の維持拡大と損害防止活動を引き続き推進をいたしました。業務勘定におきましては、災害共済金の大幅増などがありましたが、経常経費の節減を図るなど、業務勘定の適正化に努めました。この結果、農作物共済・畑作物共済・家畜共済・園芸施設共済の4つの共済勘定並びに業務勘定の決算総額は、総収益1億268万6,842円、総費用1億228万2,174円で、当年度の純利益は40万4,668円となっております。

特別会計につきましては、それぞれの会計制度による財源のほか、一般会計からの繰入金等によりすべての会計で黒字決算となっております。

以上、一般会計及び特別会計合わせ13会計の決算の概要を御説明申し上げますが、この歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条及び地方公営企業法第30条の規定に基づき、監査委員の意見書及び主要な施策の成果説明書等関係書類を添えて、議会の認定に付すものであります。

この決算の結果、平成21年度末の一般会計及び特別会計の基金残高は55億8,494万5,000円で、平成20年度末と比較して、1億2,692万7,000円の減となっております。また、地方債残高は748億985万4,000円で、前年度

末と比較して3億9,903万8,000円の減になっております。

なお、詳細な決算内容につきましては、決算書及び監査委員の決算審査意見書を御高覧いただき、決算の認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。決算は全体で、区分分けんとですね。

○議長（岡田初雄君） はい。

○14番（岡前治生君） それでは、幾つかお聞きしたいと思うんですけども、まず、全体として監査意見というのがかなり多く、いろいろな指摘事項がございます。それで、全体としてこの監査意見について、市長はどのように受けとめて、それをどう対応されようとするのか、その点まず基本的な考え方をお聞かせください。

それにあわせて、例えば監査委員の意見書の55ページでありますけれども、例えば、(7)の中で入札に関する指摘がございますけれども、この中で疑義が生じないように積算根拠や予定価格を明確にする必要があるというふうな指摘があります。しかし、これも監査の指摘で言われて、その積算根拠や予定価格が明確になったとしても、実際、公表という手続を経なければ、例えば議会としても監視することはできないわけでありまして、積算根拠の明確化をするとともに、当然公表という手続がなければならぬわけで、その点こういう監査の指摘にこたえることができるのかどうかお聞かせください。

それと、(5)のところで、指定管理について意見がありますけれども、この中で自立的経営を望むというふうなことが書いてあります。そういう中で、この間も指摘してきておりますけれども、山崎道の駅については、土地の借上料だけで480万円年間支出しております。そういうことで、指定管理がされておりますけれども、こういう指定管理料を含めて、今現在、山崎道の駅はどのような収支状況にあるのか、この前戸倉スキー場の指定管理の際に、それぞれ収支決算であるとか、資料をいただきましたけれども、そういう資料が出てきますと大変わかりやすいので、私も今度決算委員会に入りますので、委員会のときでも結構ですので出していただきたい。それと、あわせて伊沢の里についても同じですけども、土地の借上料が127万円、それと指定管理料が400万円支払われております。そういう点で言いますと、北部地域のこういうふうな同類の施設から見ると、私なんかはかなり山崎については

立地条件がいいんじゃないかなというふうに思います。そういう中でのこういうふうな支援というのが果たして必要なかどうか、こういう部分というのは十分検討される必要があるんじゃないかなというふうなことで、そういう決算資料を是非委員会に提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、(4)の中で、補助金が交付されている団体で、多額の繰越金を持っている団体がある場合というふうなことが記述されておりますけれども、これについて実際にここで指摘されておるような多額のお金を繰り越している団体というのが、実際あるのかどうか。もしあるとすれば、それらの団体の収支決算なんかも出していただければ、よくチェックできるんじゃないかなと思います。

それと、56ページの中で、私ども、この前、山下議員が指摘しましたけれども、防災センターのあり方で、監査委員のほうからも防災センターの位置づけについて検討するよというふうなことが出ております。私どもも述べましたように、私たちは防災センターという位置づけは外さないまでも、やっぱり、福祉センターとして位置づけをしっかりとっていただきたいというふうなことを思っておりますけれども、この監査委員の意見に対してどのような対応を考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、学校給食についてお聞きしますけれども、この間いろいろな議論がっております。そこで、お聞きしたいわけでありましてけれども、各学校別の学校給食の残飯の量、それとあわせて一人当たりの量はどうなっておるのか、そういう資料を是非つくっていただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

それと、あと地元食材というのが、かなり70%程度野菜では供給されているというふうなことが書かれておりますけれども、そういう中で、実際の供給状況、旧町ごとに供給農家数でありますとか、種類でありますとか、そしてあと供給量、また、野菜でしたら供給の金額、そういうふうなものもあわせて一度示していただけたらなというふうに思います。

それと、当然地元野菜であるわけでありましてけれども、その食材の安全管理でありますとか、その対策についてはどういうふうに管理がされておるのか、それもあわせて説明していただけたらと思います。

それと、県産木材供給センターの関係で、21年度も7億7,000万円程度支出がされて、造成工事が行われました。そういう中で、当初予算の際にも指摘したわけでありましてけれども、この県産木材供給センターの経営計画がもう既にでき上がっておらなければならないと思うわけでありましてけれども、そのあたりどうなっ

おるのか。

それと、もう一つは、この供給センターの大きな目的の一つでもあろうかと思うんですけども、雇用の問題、これについては新規雇用がどの程度見込まれておるのか、そして、具体的にいつごろ募集されるのか、そのあたりについて決まっておりましたら、市民の方も多く関心持っておられますので、お示し願えたらと思います。

それと、次の問題もかねてからずっと指摘をしてきておりますけれども、農免農道について、これは22年度であったと思うんですけども、その事業仕分けの対象になったというふうなことでありますけれども、でも、ただ継続事業については継続されるという見通しというふうなことで説明があったように聞いております。そういう中で、今後の見通しはどうなっておるのかお聞かせください。

それと、あわせて、庄能上牧谷バイパスの幅員の見直しも求めてきておりますけれども、この幅員14メートルというのは、私はあそこの道路にしては余りにも広過ぎるという考え方は変わっておりませんけれども、そのあたりのところを今後も用地買収を含めて14メートルで通されるのか、お聞かせください。

それと、主要施策の成果に関する説明書の中の18ページに、市税と税外収入の未納の状況がすべて網羅されておりますけれども、これを金額で対前年度比で見ますと、国保税が9.9%、水道料金が11.4%、下水道料金が19.2%、コミュニティプラントが9.8%、介護保険料に至っては29.1%、そして市税が6.2%というふうなことで、金額が大変大幅に伸びております。この状況について、市長はどのようにこの滞納が増えている状況というのを見ておられるのか、市長の考えをお聞かせください。

それと、次、水道の関係でありますけれども、この間水道についても料金の改定が提案されて、いろいろと議論のあるところでありまして、一つは、合併以降の上水、簡水にかかわる人件費の推移ですね。この間、いろんなところの水道料金について、自治体の分を調べておりますと、合併した市町については、合併によって人件費が多く削減されたので、この間引き上げの必要がなかったというふうな自治体がありました。そういう中で、今回の水道料金の議論は決算には直接関係ありませんけれども、それでも、この間5年間据え置きされたというふうな認識が果たして正しいのかどうか、人件費が減ったことによって引き上げしなくても十分運営できたということではないかなというふうなことを私は思うわけでありまして、そのあたりのところをお聞かせいただけたらと思います。

それと、これは既に議長を通じて求めておりますけれども、山崎水道事業の関係で、基本計画から始まって、この間、拡張工事もされておるようですけれども、その一連の経過がわかる資料を是非提出していただきたいなと思います。

それとあわせて、千種簡易水道と波賀の簡水拡張工事の工事費の合計額、そして、あわせて財源内訳、そして起債の償還の年次償還表ですね、波賀の場合はまだ今年も工事が行われておりますけれども、概ね事業が確定したということで提案されておりますので、そのあたりのところもお聞かせいただけたらと思います。

それと、最後、下水道の関係でありますけれども、高資本対策費については、有収水量1立米当たり150円以上というふうな基準があると規定をされております。そういう中で、人頭割というところが今回改定の対象にはなっておるんですけども、こういう場合、その人頭割の場合はどう積算されるのか。それと合わせて、国が出しております平成22年度の地方公営企業繰出金についてという通知の中を見ても、下水道の高資本対策費については人口密度でありますとか、あと地方公営企業法を適用しているとか、適用していないとかにかかわってもそれぞれの調整率があるようであります。それで、今回、料金の改定では、単に150円以上というふうな書き方がされておるんですけども、この基準に照らして、こういう人口密度であるとか、あと調整率なんかを掛けた場合、その150円というのがどういうふうになるのか、そのあたりのところもお聞かせいただけたらと思います。

それと、最後でありますけれども、国民健康保険が約2億の黒字というふうなことになっております。それで、実質収支も同じ金額でありますけれども、この金額の中には、よく医療費の返還金とか翌年度で当然返さなければならないというふうなお金が見込まれていることもあるんですけども、この1億9,251万円の中には、そういう返還金は含まれているのかいないのか、含まれていたら幾らあるのか、お示し願いたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは初めに、財政の関係であります。これは何回も申し上げているところですが、やはり、集中ということ、そしてまた、スクラップ・アンド・ビルド、そういった中で十分財政運営をしていかなければならないというふうに考えております。そしてまた、地方債が非常に大きいわけですが、そうした中でも、できるだけ減らしていくことはもとより、その中のいわゆる中身を



できるだけ将来にわたっての担保のできる、そういうものを取り入れたり、あるいは繰り上げをしたりしながら、早く減らしていく、そういうことも必要でありますし、一方では、財政の余裕といえますか、経常収支比率、こういったことも十分捉えながら、やっていかなければならないというふうに考えております。

そういう中で、今、御指摘のあった税の関係であります、これは、一つにはやはり不況の関係というものが大きいんであろうなということが考えられますし、また、それとともに市民と行政の信頼関係を築いていくと、こういったことも必要ではないかというふうに考えているところであります。

それから、大きな問題で県産木材のいわゆる収支計画でありますとか、補助金だとか、雇用対策、これにつきましては、既に議会にも報告をされておるように思いますが、これはよろしければ後から担当のほうからお答えを申し上げます。

それから、水道、下水につきましてはの考え方につきましては、提案をいたしております中で、今継続をさせていただいておりますが、十分申し上げてきたところであります。これにつきましては、大事な問題でありますので、議会の権限と責任とにおいて、十分御議論をいただいて御決定をいただきたいというふうに思っております。

それから、次に防災センターの関係であります、これにつきましては、防災センターというふうに言われておまして、私もあれが建ったときには、当初あそこに災害時にはいろんな情報がすべて集中をして、こういうふうに思っておったわけですが、内容はそうでもないようでございます。そういうことで、これにつきましては、検討委員会等をつくって、今おっしゃるようなことも含めて検討してまいりたい、このように思っております。

後のことにつきましては、それぞれ担当のほうから申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 残余のことにつきまして、2点ほど私のほうから御説明をいたしたいと思っております。

入札制度の予定価格等の計算過程の公表の点でございます。現在のところ、御案内のとおり、予定価格並びに最低価格の額については事後公表いたしておるところでございます。そして、その決め方につきましては、国・県等の定めておりますルールに基づき、それプラス市としての現場の状況、あるいは購入機材の高等で若干の修正をいたしておるところでございます。将来的には、基本的には公表がいいのかどうかということは検討してまいりたいと思っておりますけれども、まさにその数値

を公表いたしますと、それが本当に市場でもう少し低い価格で対応ができるという状況がある中で、どうなのかという状況もありますので、もう少し検討をさせていただきたいなというふうに考えておるところでございます。

それから、市が補助、あるいは負担をいたします補助団体の経理状況について、余剰金があるところにつきましては、従来から会議の中で、そういったものの精算、あるいは翌年度等の負担についての軽減を発言をいたしておるところでございます。具体的には、今年度、議論の中で県の市町長会の決算状況が余剰金が多いということで、精算をされる状況になっておるところでございます。そういった状況を求めたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 学校給食に関する御質問でございますけれども、まず、1点、各学校別の残飯の量の資料という部分でございますけれども、これにつきましては、それぞれの学校がいろんな形で、この残飯といえますか、そういう部分について適切な指導をしておると認識をいたしております。これにつきましては、どういう形で資料ができるかという部分につきましては、検討をさせていただきたいと思っております。

それから、地元食材、あるいは供給量等の問題でございますけれども、本年につきまして、先ほど御指摘いただいていたように、いわゆる地元の食材をいかに地産地消という形で使わせていただくかということについては、努力をしておるところでございます。山崎給食センターの保冷庫につきましても、そういう趣旨の中で、ジャガイモ、あるいはタマネギの長期保存が可能となるように、地産地消のアップを図るという、そういう視点でこの建設をさせていただいた形になっております。そういう部分では、非常に今後ともこの地産、地元食材の消費という部分につきましてはアップするのではないかと考えております。具体的な数字としましては、例えば、現在ジャガイモの年間使用料が約1万1,000キログラムでございますけれども、これを長期保存可能という形で非常にたくさんのジャガイモ、あるいはタマネギが保存可能となりまして、そういう部分では地消率が非常にアップするものと考えております。

それから、3点目の安全管理の部分でございますけれども、当然、安心・安全の給食提供というのは、大きな命題でございます。そういう部分につきましては、衛生基準等、あるいは各給食センターとも連携しながら、適切に進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、私のほうから4点お答えをさせていただきたいと思います。

まず、意見書の55ページの指定管理施設のそれぞれ指定管理者の経費節減なり、積極的な経営改善という御質問でございます。

まず、1点目の山崎道の駅に関しましては、昨年度、特産センター道の駅が解散したことによりますISコーポレーションが指定管理者となっております。その中で、御指摘の480万円の借地につきましては、平成24年度末までの期間ということで、一定お借りをしております。道の駅のあり方等についても、今内部でも検討しているというところでございます。詳細な収支の報告につきましては、後日の委員会のほうでも報告をさせていただきたいというように考えております。

それから、2点目の伊沢の里の400万円と、それから借地料の127万円の関係でございます。まず、400万円につきましては、ふるさと工房、それから外づけトイレ等の管理運営費ということで御理解をお願いをしたいと思っております。127万円の土地借り上げにつきましては、それぞれ用地の関係、相続なりの関係で、やむなく今のところの貸借契約を結ばしていただいているという状況でございます。

それから、4点目の県産木材の経営計画等々につきましては、今までも議会のほうにも報告をさせていただいております。平成20年に兵庫木材センターの方から初年度5万4,000立米、4年後には本格稼働12万立米を目指して、それぞれ経営を行っていくということの中で、具体的な雇用につきましては、当初計画34名ということで、現在、外への派遣なり、それから臨時も含めまして十数名の雇用がされているということでございます。今後、10月に試験操業、12月の本格稼働に向けまして、それぞれ新たに雇用の募集をされているというようにお聞きをいたしております。

それから、4点目の農免農道の関係につきましては、先ほどの御意見のとおり、今回の事業仕分けの対象になっておりますが、21年度の繰越金なり、交付金の充当によりまして、トンネル本体工事につきましては、10月に公告予定、12月に契約という形で国庫債務の中で執行されるというふう聞いております。ただ菅野側のアクセス道路につきましては、今のところ予算の確保については未定という状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 国保の収支残高1億9,200万円余りのうちで、返還金は含まれているかどうかという御質問だったと思いますので、一般療養費の精算返還金として3万6,237円は支出しております。通常より比べて少なくなっているという実績なので、詳しくはまた、委員会等で報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、神名博信君。

○土木部長（神名博信君） 土木部より、市道庄能上牧谷についての御質問にお答えいたします。

幅員14メートルで交渉を進めており、現在、国道から市道まで約200メートルの間についてすべて買収いたしております。この間、本年度、工事实施と考えております。今後も両歩道含めた幅員14メートルで、地権者交渉等を考えております。なお、21年度につきましては、用地買収5筆、物件補償3筆を実施しております。全体で言いますと、関係者33名ほどおられたと思います。22名が交渉済みということで、筆数で言いますと、44筆ある中で27筆の買収済みでございます。進捗率で言いますと約60%になるかと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） まず、未納の状況でありますけれども、決算時期が3月31日となっております。それで、口座振替の関係がそれより二、三日後で入ってくる状況がありますので、若干未納の状況のパーセントがこう上がっております。

それと、水道料金の人件費の関係でありますけれども、ちょっと手元に資料がありませんので、次回の委員会には報告したいと思っております。

それと、千種と波賀の財源の内訳でありますけれども、全体事業費が千種の簡易水道事業におきましては46億8,000万円となっております。簡水債と過疎債を利用いたしまして、工事を実施しております。それと、波賀簡易水道事業につきましては、9億6,400万円が全体事業費であります。それに、国庫補助金4分の1が補助対象となっております。あとは簡水債、過疎債で補助残の残り2分の1で賄っております。

それと、下水道の150円以上につきましては、これは御存じのように自然条件などにより、建設改良費が割高となったため、資本費が高く、高額となるために高

水準の料金設定をせざるを得ない事業につきまして、料金格差の縮小に資するために資本費の一部に繰り出される国の基準であります。それで、有水水量1立米当たりの水料が150円以上、計算式で割ったら出てきます。それで、国の基準150円以上を確保するために計算しております。平均3人でこの基準に達しますので、その点御理解を願いたいと思います。また、不足のところはまた委員会のほうで資料を提出したいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。一つは、入札の関係で、先ほども言いましたように、監査委員の意見という中で、業務委託及び工事の入札に当たっては、疑義の生じることのないよう積算根拠、予定価格の決定について明確にされたいというふうな指摘があるということは、裏返して言えば、疑義の生じるような入札もあったのかなというふうなことがなければ、こういうふうな指摘は一般的には行われな  
いんじゃないかなと思います。

それで、この間も入札の問題は、いろいろと取り上げてきましたけれども、例えば、その委託料とか物品購入、公用車の購入なんかについては、予定価格よりもはるかに低い、最低制限価格が決められていないために、これで本当にその利益が上がるんだろうかと、それとまた委託料なんかに関しては、これで本当にいわゆる最低賃金であるとか、正社員としての賃金が払われるような請負になるんだろうかと思うような、そういう入札が少なからずあることも事実であります。そういうことから考えましても、土木や建築の工事だけではなしに、やっぱりあらゆる契約において積算根拠であるとか、予定価格、また最低制限価格というふうなことが本当に適正に決められているのかどうかということは、きちっとチェックしていく必要があると思うんですけれども、今、副市長の答弁では、将来的な課題のような扱いでありましたけれども、私はこういうふうに監査委員からの指摘がある以上、やはり、それに誠実に答えて、その対応をとっていくと。それをチェックしようと思えば、当然、公表という手続が必要になってくると思いますので、その点、再度。

だから私が最初に述べましたのは、監査委員の意見というのはどういうふう  
に受けとめられておりますかというふうなことをお聞きしたわけで、その点、私たちが議会議員として一般質問でいろいろな政策提言を申し上げるのと、いわゆる監査委員から指摘があるというふうなことでは、当然、受けとめ方が違って当たり前でありますし、受けとめ方も違わなければならない。そして、また指摘された事項については、実施しなければならないというふうな義務が、私は当局には生じているん

じゃないかなと思っております。その点、再度お答えいただければと思います。

それと、委員会というふうなことで結構なんですけども、確認だけしておきます。指定管理の関係で、伊沢の里の関係はわかります。山崎道の駅の関係は、市のほうに提出されております決算書等を一度出していただければと思います。

それと、学校給食の関係でこれも委員会に提出していただければいいんですけども、検討するというふうなことで教育長は答弁されたんですけど、残飯の量というのは、各学校ごとに私は毎日チェックされているという前提でお聞きしておりますけれども、それがもしされていないとすれば、それは不可能なわけで、そのあたり今わからなかったらわからないで結構でありますけれども、この前、学校給食展なんかに行ってみましても、各学校やとか、学級ごとにどれだけ食べれたとか、その全員が食べれたら表彰するとかいうふうなことを事細かに行われているようでありますし、そういう点では、丁寧に各学校ごとにその残飯の量というのは、当然、チェックしておられるのかなというふうに思いますので、そこのあたりお聞かせください。ありましたら、資料をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、地元食材の関係で、これもまた調べていただきたいと思うんですけども、地産地消という言葉の中にいろんな捉え方があります。私は、やはり小学生、中学生の生活圏域というふうなことで言いますと、例えば、波賀町でありましたら、当然、波賀町域で取れてものを食べる、食するというのが、地産地消の基本的なあり方だと思います。今言われたように、例えば、ジャガイモであるとか、タマネギ、そういうものは大量に保管されるのはいいとは思いますが、でも、青野菜とかそういう日にちを持たないものについては、やはり地元でとれたものをというふうなことの意識は、やっぱり旧町単位でないかなというふうに思いますので、そのあたりのところを検証するために、それぞれの旧町ごとで農家数であるとか、その野菜の種類であるとか、量、そして農家にわたる売り上げの金額とかというふうなところがわかりましたら、お示し願いたいと思います。その点いかがでしょうか。

それと、もう1点、その食材の安全対策、管理ということについては、これは地産地消というふうなことで、やっぱり野菜とかそういうものについて、例えば、無農薬栽培であるとか、有機栽培であるとか、いろんな野菜の育て方もありますけれども、そういうことで地元だから安心なのか、それともそれをきちっと裏づけられて管理されておるのかどうか、そのあたりのところはどうか。いわゆる残留農薬とかそういうところまでのチェックはできないにしても、何回どのような農薬を

使ったかとかいうふうなことは、今、生産者にある程度義務づけられているところもありますので、そのあたりのところがきちっとチェックなり管理がされておるのかどうか、そのあたりのところお聞かせいただけたらと思います。

それと、水道の関係で全体工事費や財源の内訳は口頭でおっしゃられましたけれども、是非資料で全体の工事費、そして財源内訳、簡水債、過疎債、何ぼ使ったか、そして過疎債、簡水債の年次計画表、こういうものを是非千種簡水と波賀簡水については、出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（岡田初雄君） 岡前治生議員の質疑の途中でありますが、暫時休憩いたします。

午前 10 時 50 分まで休憩いたします。

午前 10 時 39 分休憩

---

午前 10 時 50 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

岡前議員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 業務委託と工事入札の件でございます。

監査委員さんからの意見書をいただくときに、9月17日であったと思いますけれども、私も立ち会わせていただきました。その中でお話がございました。今、議員おっしゃいますような個別の疑義が生じる案件があったからということの指摘ではなかったなというふうな思いを持っております。ただ、よりよい方向に向かうためにこうしなさいよという御指摘であったように認識をしておるところでございます。

その中で、特に、お話がございましたのは、機械あるいは施設の保守点検、あるいはその施工について、積算が本当に正しい数字で積算されているのかなという御質問がございました。特に、我々のほうにもその検討はかなりいたしておりますけれども、なかなか専門的な知識を持ち合わせておりませんし、特に、例えばごみ処理施設あるいは一般処理等の施設につきましての保守点検等についての厚生省の明確な単価表も出ておりませんので、なかなか難しい状況にはございます。そういう中で、一つの工夫といたしましては、施工時にメンテを伴う見積もりをいただく、あるいは複数年度の見積もりの中で検討していくというような方法も取り入れておるところでございます。そういった状況の中で、今、検討をいたしておるところでありますけれども、一つは、さらにコンサルを入れて、その数値が正しいか、その積算が正しいかと見る方法もございますけれども、なお費用がかかりますので、こ

の辺も検討課題だなということになっているところでございます。

御指摘の委託あるいは入札の予定価格等の決める数値につきましての公表については、なお、入札審査会等で具体的な検討をいたしたいというふうに考えております。現在のところ、宍粟市におきましては、国県の状況にプラス現場の状況、あるいは資材等の購入が多いか、どれぐらいの積算でしておるか等、個別の要件も加味しながら決めておる状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 学校給食の件でございますけれども、まず、残量の部分でございますけれども、基本的には、それぞれの学校がそれぞれの学校の実態に合わせて、残量ついて、あるいは給食指導についてチェックをしておるところでございます。基本的には、学校あるいは子どもの実態を踏まえて教育的観点から、この残量という部分の指導というふうに、教育委員会としては考えております。当然、個人差等もあったり、いろいろな状況が変わるわけですので、そういう部分で適切にこの調査について、調査と指導を合わせて行っておるということでございます。

それから、地元食材の件でございますけれども、先ほど、例えばという話で、波賀でとれたものは波賀でというような御指摘があったわけですが、我々としては、いわゆる一つは生産者の顔が見えるという部分と、それから、市内のいろいろな生産者を奨励させていただくというような、そういうような観点から、この地産地消を考えております。先ほど申し上げましたように、例えば、ジャガイモとタマネギの保冷庫につきましても、長期保存が可能ということで、現在4,500キロの消費でございますけれども、この保冷庫によりまして、新たに4,500キロのジャガイモ、タマネギを地元の皆さんから出していただいて、それを子どもたちが食べるという、そういう状況が生まれるわけでございますので、そういう意味では、宍粟市の中でというふうに考えておるところでございます。

それから、安全管理といいますか、その部分でございますけれども、当然、食の安全というのは非常に大きな問題であろうかと思っております。生産者部会、あるいは農協等を通じて食材が入ってくるわけですが、当然、消毒をいつしたんだとか、あるいはどれぐらい消毒したんだとか、そういう部分につきましては、当然、農協等も把握しておりますし、センターにつきましてもその情報を十分踏まえて、安全を確認をした上で食材を提供しておるという状況でございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。



○産業部長（平野安雄君） それでは、道の駅の収支決算書の提出でございますが、これにつきましては、後日の決算委員会の中で提出をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 波賀簡易水道整備事業の関係と千種簡易水道整備事業の財源内訳なり、年次計画表は次回のまた委員会にきちっと整理をいたしまして、提出いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

18番、岩蔭昭美議員。

○18番（岩蔭昭美君） 今、いろいろと質疑を聞いたり、市長のほうの答弁をお聞きしながらの質疑になるわけですが、今いみじくも市長が決算についてではありませんけども、上下水、特に上水の供給単価を引き上げることについて継続審査になったと。まさに議会の責任においてひとつ御検討を願いたいと、こういうお話がございました。確かに21年度の事業についての決算が上水、簡水とも上程されたわけでございます。当然ながら独立採算ということで、黒字になればいい、あるいは採算がとればいいということよりも、やはり良質の水を安価にとというのが一番目指されなければならないところでございます。ましてや二つの清流の上流域にある自治体として、その目標を掲げるということは、行政を進める上においても、またこの料金体系をどうするか、経営をどうするかということを考える上においても、一番踏まえなければならないところだろうと思います。そういうことで、この決算委員会、この後議長の指名で委員が任命されまして、決算委員会でこの審査が行われるわけなんですけども、当然ながら私どもも決算委員に任命されようとされまいと、21年度の事業の総決算ということで、重大な関心を持って審査に臨まなければならないと、このように思います。

それで、特にこの上水、簡水に限って特別委員会で御苦労願うんですが、私ども議員のほうにも検討の資料として準備をしていただきたいと、是非とも、ただいまから10項目ほど、いずれ資料を議長を通じてお願いしますが、申し上げたいので、ひとつそれが可能かどうか、あるいは協力していただけるかどうか、そういうことについてお尋ねをしたいと思っております。

まず、一般に県下全市町の中で、特に旧山崎町における、あるいは一宮においての料金もそうなんですけども、要するに高いほうにあるということが、一般にいろ

んな資料を通じて言われています。お願いしたいのは、県下全市の一般家庭の1カ月当たりの使用料の一覧、仮に20リットル、13ミリ口径ということを基準といたしまして、比較可能な料金一覧を資料として御提出いただけるかどうか。

それから、給水原価ということがよく言われるんですけども、これモデルとされているものの給水原価というのは、どういう形で、どうはじかれるのか、その算出式の提出。

それから、3つ目は、低料金、安い公共料金、水道料金で供給使用料でとされている1位から5位ぐらいの市や町の給水原価と使用料の対比。

逆に、4つ目は、高い料金、高い公共料金と言われている1位から5位ぐらいの市町、我が実業はそこへ入っていると思うんですけども、ここの給水原価、あるいは使用料の対比表一覧。

それから、もう1点は、5つ目に、本市の今テーマになっているのが、統一料金にしようという一つのねらいで物事が進んでいるように思うんですけども、本市の山崎、一宮、波賀、千種、旧4つの施設を持っておりました旧町域間の給水原価、なぜ使用料が算出されたか、なぜ高いのか、安く抑えられたのか、そこの主な何が差があったのかということの当局の分析、当初のいわゆるイニシャルコストの問題なのか、いわゆる計画の事業量の問題なのか、あるいは原水費の問題なのか、人件費の問題なのか、いろいろあろうかと思えますけども、その4つの現在統一しなきゃならんと言われている施設の違い、こういったものがどこにあるかの分析されたものが、やはり私どもには欲しい。

それから、料金の低い、いわゆる使用料の低いことで経営が成り立っている、いわゆる市や町の特質というのは一体何なんだと。どういう、経営手法とともに、料金施策が行われているのかということについての調査資料、参考資料。

それから、6つ目は、独立採算ということをおっしゃって、一般会計の基準外繰り入れということが、今後の議論の大きな部分を占めるだろうと思うんですけども、低い料金で行われている5つの市や町が、あるいは高い料金になっている市や町が、料金設定、決めるに際して、一般会計の基準外繰り入れはどれぐらいやっているんだと。繰入額及びその繰入額がいわゆる平均使用料にどのように反映しているのか調査を当然されたり、比較しながら、一般基準外の繰り入れは是か非か、あるいは金額は幾らにするかということは、当然論ぜられるんですから、その論ぜられるときの基礎資料が当然お手元にあると思うんで、それをひとつお示しをいただきたい。

8つ目が、いわゆる県下の市町村の水道事業といたしましても、経営形態はいろいろ

ろあるだろうと、いわゆる直轄直営ということもあるかも知れませんが、公設民営ということもあるかも知れませんが、その他の経営の形というようなものがあるかと思うんですが、40市町の経営実態はどういうことになっているのかと、そういう区分調査をされたら当然と思いますが、それがわかるような資料、実態調査表。

それから、9つ目は、これは一番当局として練りに練られた一番の中核になった部分だと思うんですけども、高い料金と言われるまま公共料金、水道料金高いから、住みにくい実態だとやっぱり言われたくないわけなんで、高い料金に設定して、高位で独立採算ということがいいか悪いかという問題というのは、この議論は別としまして、いずれにしても、二つの清流域にあって、なおかつ上流域にある水源を持っている本市として、どのような方向に経営改善をしなければならぬだろう。一番重要な行政の当局関係者の方々が一番頭を悩ませ、一番研究されたところであろうと思うんですね。その改善計画はいかようなものであって、それに至る工程表というのは、これ長い事業ですから、3年や5年で結論が出るもんじゃありませんから、その工程ということが非常に大事になってくる。そこの工程表はどのように捉えられて、その中における、ここ1年、2年、3年、あるいは5年の改善計画が契約されているのかということが、我々にわかる資料をいただきたい。

それから、考え方の一つとしてはっと浮かぶのは、いわゆる施設は既に公営公設しているわけですが、これの運用をしていくいわゆるランニングコストの低減ということの一つに民営化、あるいは委託化、指定管理といういろいろな方式があるかと思うんですが、こういうことに対する研究、調査、討議というものが、現在行われているのか。行われたものがあるとしたら、そういう資料、この10点についての資料の提出を求めたいとこのように思います。出していただけるかどうか担当の方の答弁を求めたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 今の質問の中で、中身を精査した中で、資料を作成したいと思います。作成いたしまして、次の委員会に報告をしたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 次の委員会というより、決算委員会が間もなく開かれますので、一度にとということじゃないですけども、そういう議長を通じてお願いしてお

きますので、準備のできるものから決算審査に資するように一つ鋭意御提出を願いたい。このように思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 決算委員会にはきちっと整理して報告したいと思っております。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑ありませんか。

17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 一般質問でもお願いしたんですけども、総務部長ね、21年度光ケーブルの事業所等の予算化が出てきてますから、その大もとが平成20年度に行われています。それで、その平成20年度の富士通との契約の中で、引き込み工事仕様として、工事概要に幹線、枝線工事における設置のドロップクロージャージャーから加入社宅、公共施設、事業所等への設置の部位、ONU下において光ドロップケーブルの施設を行うものであると。この中には、一番最初の仕様書の中には、事業所等も入っとうわけですね。それが、9カ月後になって何で変わってきたのか。そこら辺のことをきちっとわかるようにしてもらいたい。それと、富士通との契約のときに枝線工事については、恐らく固定資産表の件数みたいなものがもとになって出てきとんだと思うんで、そこら辺の何を基準にして契約をしたのか、そこら辺をきちっと出してくださいね。

それと、もう一つは、事業者が負担した金額と、それから、21年度一般財源から何ぼ出されたんかわかりませんが、それも詳しく出してもらわないけませんけども、その金額は富士通より返還されなければならないと思うんですね、基本的には。ほんなら、それがきちっと返還されたのか、されていないのか、そこの辺のことをきちっとわかるように出してください。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 富士通との関係の契約についての資料は、20年度当時の契約関係、この世帯の関係の考え方、そしてまた1万4,500世帯の事業所等の考え方、これについても詳しく説明を申し上げたいと思います。なお、事業所の工事関係、負担を求めた分の富士通の返還、これにつきましては、契約の中で富士通の契約から減額をいたしておりますので、その点も改めて説明をしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

9番、大倉澄子議員。

○ 9 番（大倉澄子君） 1 点、お尋ねをいたします。

鷹巣診療所の会計についてでありますけれども、私、診療所の歴史を十分に把握しておらず、こういったことを言うのは失礼かと思うんですけれども、今は少子高齢化に伴いまして、千種小学校は 1 校になるということになっております。先ほど市長の説明によりますと、2 週間に一度こちらのほうへ千種診療所のほうから先生が行かれるわけですね。それで、県からの僻地診療所交付金というのは、62 万 1,000 円、金額少ない、また、一般会計からおよそ 1,000 万円までの繰り入れがされております。果たして、この先、この鷹巣診療所を運営していく意味とございますか、必要があると思われるのかお伺いしたいと思います。

今、公立総合病院の医師不足が大変叫ばれておりまして、医師不足も 19 年は 17 名でしたか、20 年が 18 名、今年度も 21 名の予定をされておられましたけれども、19 名ということで、現状維持となっております。ここへ千種診療所の先生が 2 週間に一度、この公立病院へ行かれますと、宍粟の地域医療というのもまた充実してくるんじゃないかと思うんですけれども、鷹巣の診療所を利用されている方には大変失礼な発言かと思うんですけれども、これから先、ここを続けていかれるおつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 現在の鷹巣診療所につきましては、設立経緯、また現状を踏まえて現在は続けております。現在のところでは続ける方向でおります。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております第 48 号議案から第 60 号議案までの 13 議案については、委員会条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決めます。

続いて、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任を行います。

委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長より指名いたします。

決算特別委員会委員に、2番 寄川靖宏議員、3番 高山政信議員、6番 岡崎久和議員、7番 東 豊俊議員、11番 大上正司議員、12番 木藤幹雄議員、13番 山下由美議員、14番 岡前治生議員、17番 伊藤一郎議員、19番 小林健志議員。

以上、10名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました10名を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

閉会中の委員会審査、よろしくお願いを申し上げます。

日程第3 所管事務等調査について

○議長(岡田初雄君) 日程第3、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに決して、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

所管事務調査等につきましては、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で、本日の日程を終了しました。

お諮りします。

今期定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしましたので、閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、第37回宍粟市定例会は、これをもって閉会といたします。

御苦労さまでございました。

○議長(岡田初雄君) 第37回宍粟市議会9月定例会の閉会にあたりまして、一言御あいさつを申し上げます。

収穫の秋は、北の里から悲喜こもごもその成果が届いてまいります。暑い夏にどれほど汗を流し、心配りをしたか、生きとし生けるものへの愛のあかしがまた実り

の秋でもあります。記録的な猛暑が日本列島を襲った夏も彼岸とともに過去のものになってしまいました。随分と羽目を外した自然も時が来ればいつもと同じように秋の彩を見せてくれます。心なしかほっとしている宍粟市民の私自身であります。

さて、本定例会は、去る9月6日に招集され、本日24日閉会の運びとなりました。この間、議員各位、当局におかれましては、常任委員会はもとより、議会運営に御精励いただきましたことに心からお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

特に、本定例会には、市制発足後5年を経過して懸案であった上下水道料金の改定が提案されました。産業建設常任委員会で真剣に御協議いただきましたが、結局、閉会中の継続審査という結論に今期定例会では決まりました。折りしも明後日26日には、宍粟市制5周年記念式典が挙行されます。合併の検証がされるわけですが、ある意味、この上下水道料金の改定も合併の検証の一つではないかと思われれます。議員全員の真摯な議論が不可欠であります。

多くの重要な案件が審議された9月定例会でございましたが、議員各位におかれましては、継続審査も含めて適切、妥当な採決をいただきましたことを心からお礼を申し上げます。あわせて市当局にあつては、議案審議に全力を傾注いただきましたことに感謝を申し上げるとともに、季節の変わり目、お体を御自愛いただき、さらにますますの御精励をお祈りし、閉会にあたりましてのあいさつといたします。ありがとうございました。

最後に、私事でございますが、この間皆さん方に体のことにつきまして、御心配をかけまして、誠に申しわけございませんでした。先立っての協議会で、来る30日からスクイム市を訪問することになっておりましたが、その前に最終検査を受けましたところ、向こうへ渡りましてから予測されることにつきましては、どうも心配を生じるということで、医師団の協議のよりまして、見合わせをせよということになりました。大変御迷惑をおかけいたしますが、ひとつよろしくお願い申し上げたいかなと、こんなふうに思っております。引き続き、今しばらく迷惑をかけると思いますが、御辛抱いただきますようによろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○市長（田路 勝君） 宍粟市議会9月定例会の閉会にあたり、一言お礼なり、御あいさつを申し上げます。

9月も過ぎようとしておりますが、記録づくめとなりました今年の暑さもここに来て大分涼しく感じられ、一挙に秋シーズンに向かっていくのではないかとの思い

がいたしております。春から夏前の天候等も影響し、若干ではありますが、いつもの年より遅く感じられた秋のとり入れ作業も、最近の安定した天候もあり、稲株だけとなった田んぼが多く目立ってまいりました。まさに実りの秋、真っ最中という季節を迎えております。

こうした中、9月6日に開会された第37回宍粟市議会定例会も岡田議長、小林副議長をはじめ、議員各位の御精励により、今定例会の最終日を迎えることができましたことにつきまして、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、平成22年度宍粟市一般会計等の補正予算案件をはじめ宍粟市地域防災計画の見直しに関連する宍粟市防災会議条例の一部改正、市道の認定案件、ばんしゅう戸倉スキー場の指定管理者の指定に関する案件等につきまして、慎重に御審議をいただき適切な議決をいただきました。また、平成21年度宍粟市歳入歳出決算につきましては、今後、決算特別委員会にて御審議をいただきますことについて、重ねてお願いを申し上げます。

なお、簡易水道料金及び下水道使用料の見直しに伴う宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部改正、宍粟市下水道条例及び市民生活排水処理施設条例の一部改正につきましては、継続審議の御決定をいただいたところですが、このたびの改正の趣旨については、議案提案並びに一般質問、さらには所管の委員会で御説明をさせていただいたところであり、市議会におかれましては十分な御審議をお願いをいたします。

市といたしましても、平成23年4月1日からの施行に向けて、来月中旬からの行政懇談会で市民の皆さんにも御理解をお願いをいたしていく所存でございます。

さて、先月19日には、多くの小学校で運動会が催されました。御案内のとおり、千種東小学校は学校規模適正化地区別懇談会、そして地区別協議会による協議を経て、平成23年4月1日をもって閉校となることが決まりました。私も運動会を参観させていただきましたが、学校最後の運動会ということもあり、準備から演技のすべてにおける児童の真剣なまなざしに感銘を受けるとともに、地域を挙げての精いっぱいの応援など、感慨ひとしおの一日となりました。

千種北小学校も含めた千種3小学校の適正規模化については、学校名、制服の調整、通学の手段、関連施設整備、閉校した校舎の利活用など、早急に詰めなければならない課題も多くありますが、子どもたちの真剣な気持ち、地域や協議会の皆さんの思いにこたえるべく、宍粟の未来を託す子どもたちのために、学校規模適正化、幼保一元化に取り組んでまいる所存でありますので、御理解をよろしくをお願いをい



たします。

一方、国政に目を向けますと、今年17日には菅改造内閣が組閣され、早くから地域主権を唱えられてきた片山前鳥取県知事が総務大臣に就任をされました。地方の実情に通じた片山氏の内閣入りということで、何かと期待は大きく膨らむところですが、まずは政治、政局の安定を望むところであり、市としましても国政の動向に気をつけるとともに、地方分権にかかわる事項については、特に注視をしてみたいと考えております。地方分権と言えば、地域の活力、行政運営の持続力ということになりますが、皆さん方に何かと御心配をおかけしておりました県産木材供給センターも、ようやく竣工の運びを迎えることになりました。現在、11月上旬での竣工式の予定で、関係機関との調整が進められているところではありますが、当センター、そして既存の木材関連事業所を拠点として、目指す林業再生が一日も早く実現するために、市としましてもできる限りの施策に取り組んでみたいと考えております。

今後も、議員各位の御理解と市政に対するますますの御支援、御協力をお願いし、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(午前11時25分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岡 田 初 雄

宍粟市議会議員 小 林 健 志

宍粟市議会議員 岸 本 義 明